

和解することについて

本市所有の立木が無断で伐採されたことに関し、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成27年9月1日 提出

霧島市長 前田 終 止

記

1 和解の相手方

住所 \*\*\*

氏名 \*\*\*

2 被害の内容

被害箇所 霧島市国分敷根字羽堂山2256番2

伐採された面積 513㎡

伐採された期間 平成27年3月14日から同年3月16日まで

3 和解の内容

(1) 相手方は、本市に対して204,700円を支払うものとする。

(2) 本市及び相手方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の請求、異議の申し立て又は訴えの提起をしないこととする。

4 和解の理由

本件は、本市の損害賠償請求に対し、相手方が全面的に応じることから、和解しようとするものである。

(提案理由)

上記被害箇所において、相手方が誤って本市所有の立木を伐採したことに関し、市の算定による損害賠償請求額を相手方が支払うことに応じたため、和解することにつき議会の議決を求めるものである。

(別紙1)

## 立木無断伐採賠償費算定調書

所在地	種類	胸高直径	数量(本)	単価(円)	金額(円)	備考
参考(東側) 4m×10m	杉	19cm	1	1,220	1,220	
	杉	25cm	3	1,340	4,020	
	杉	27cm	1	1,410	1,410	
	杉	28cm	1	1,460	1,460	
	杉	29cm	1	1,500	1,500	
	杉	30cm	1	1,560	1,560	
	①小計			8		11,170
参考(西側) 4m×10m	杉	20cm	1	1,230	1,230	
	杉	22cm	1	1,270	1,270	
	杉	25cm	1	1,340	1,340	
	杉	27cm	2	1,410	2,820	
	桧	20cm	1	2,260	2,260	
	桧	21cm	1	2,660	2,660	
	桧	25cm	2	3,410	6,820	
②小計			9		18,400	40m <sup>2</sup> 当り
計(①+②)			17		29,570	80m <sup>2</sup> 当り
消費税(8%)					2,365	
計					31,935	80m <sup>2</sup> 当り

### 【無断伐採賠償費】

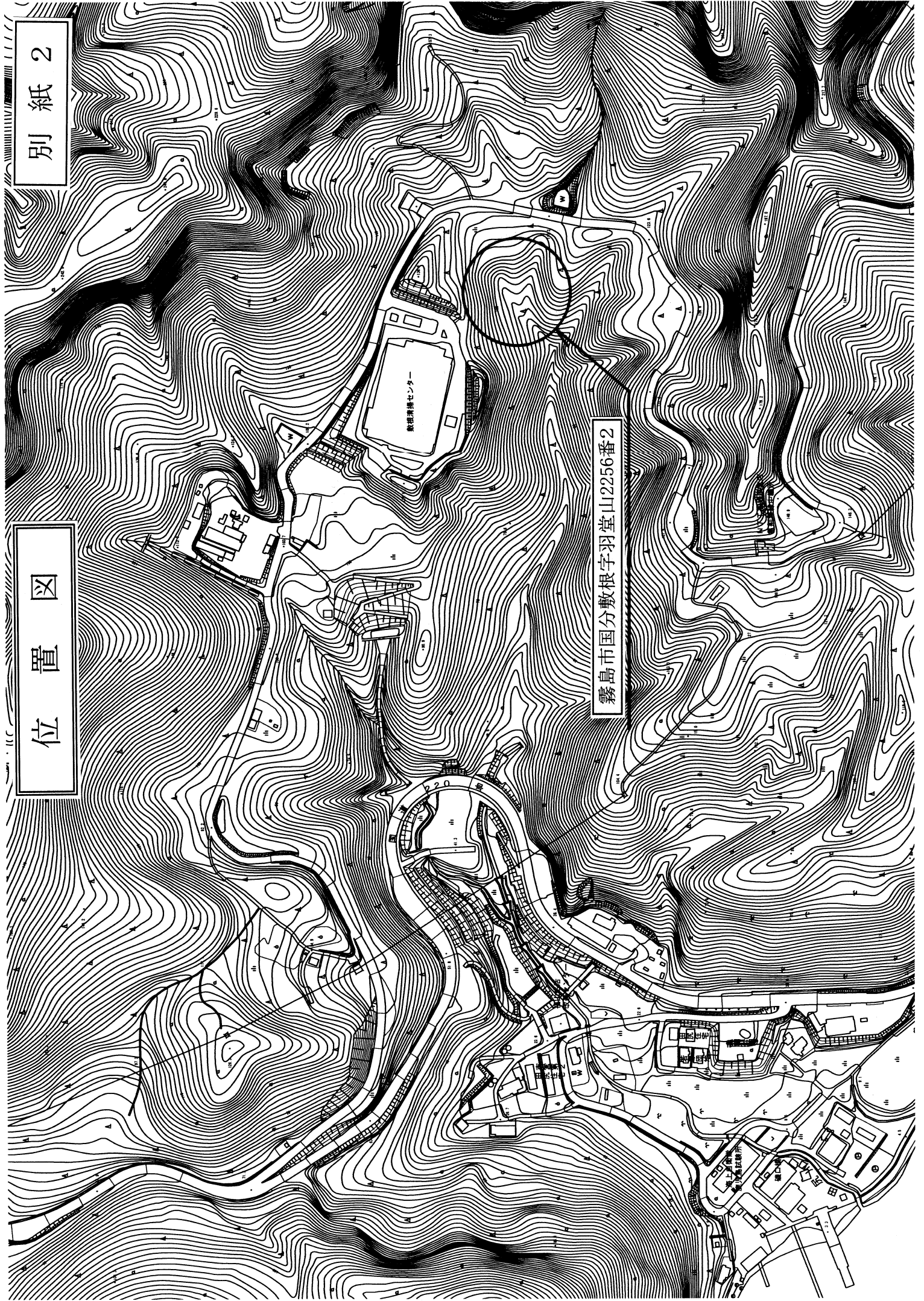
(現地測量による無断伐採面積) ÷ (参考面積) × (参考金額) =

$$513 \text{ m}^2 \div 80 \text{ m}^2 \times 31,935 \text{ 円} = \underline{\underline{204,700 \text{ 円}}}$$

(百円未満切捨)

位置図

霧島市国分敷根字羽堂山2256番2



# 位置図

# 別紙 3

